

## 高知市ブロック塀等耐震対策事業

### 1. 事業の内容

この事業は、避難路の確保や市街地の防災安全性を確保することを目的として、危険性が高い既存コンクリートブロック塀等の撤去又は安全な塀等へ改修する費用の一部を高知市が助成するものです。



### 2. 対象となるブロック塀等

塀の点検表で危険性が高いコンクリートブロック塀等と判定されたもので、かつ緊急輸送路又は避難路に面しているものです。

- ※ 塀の点検表（別表1－1, 別表1－2）
- ※ 緊急輸送路又は避難路とは「高知市地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路  
若しくは避難路又は高知市耐震改修促進計画に位置付けられた避難路」です。

**対象の避難路については、事前に建築指導課で確認してください**

- ※ 隣地境界にある塀や避難路等以外の道などに面しているものは補助対象外です。
- ※ 交付申請を受けて、市職員が現地調査で塀の状況を審査します。

### 3. 補助対象工事

- ① 既存コンクリートブロック塀等の撤去
- ② 安全な塀等への改修（ブロック塀を撤去し、新しく安全なフェンスや生垣等を造る工事）

- ※ 門柱・門扉については、補助の対象外です。
- ※ 既存コンクリートブロック塀の撤去が伴わない場合は、補助の対象外です。
- ※ 撤去後に再度、コンクリートブロック塀を築造する工事はできません。基礎や土留めとしての設置も不可です。
- ※ 前面道路の幅員が4メートル未満で、コンクリートブロック塀等を撤去後に新しくフェンス等を設置する場合は、建築基準法第42条第2項により、セットバック（道路の中心線より2m以上敷地を後退）が必要となる場合があります。
- ※ コンクリートブロック塀の一部を残して補助を受けることはできません。

#### 4. 補助金額

- ①工事費の3分の2
- ②80,000円×対象コンクリートブロック塀の長さ(m)の3分の2  
補助金額・・・①、②のいずれか少ない金額(上限205,000円)  
※1,000円未満切捨て

#### 5. 補助対象者

- 次の要件をすべて満たす方が補助事業の申請者となることができます。
  - ・対象となるブロック塀等の所有者又は所有者の家族であること
  - ・高知県税及び高知市税を滞納していないこと

#### 6. 請負業者について

- 高知市内に本店(本社)を有する法人又は個人の施工業者による工事が対象で、下記の①～③のいずれかに該当する業者
- ① 高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された工務店
  - ② 建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業者
  - ③ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けた解体工事業者

#### 7. ブロック塀等耐震対策事業の流れ

※添付する証明書等(原本)は、申請時から3か月以内に発行されたものを添付してください。

## ① 補助金交付申請

補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて提出してください。

### (1) 高知県税の滞納がない証明書

（最寄りの県税事務所で発行。県税が課税されていない場合は、申立書を提出）

### (2) 高知市税の滞納がない証明書（資産税課税務証明係で発行）

### (3) ブロック塀等のある土地及び建物で、ア～ウのいずれかを添付

ア 当該年度の固定資産税納税通知書の表紙及び固定資産税（土地・家屋）課税明細書のコピー

イ 当該年度の土地・家屋課税台帳兼名寄帳（資産税課税務証明係で発行）

ウ 土地及び建物の登記事項証明書（法務局で発行）

### (4) 工事見積書（工事場所の住所が記載されたもので、申請者を宛名とし、内訳明細の付いたもの。コピー可）

※工務店登録番号、建設業の許可番号、解体工事業登録番号のいずれかと施工業者の所在地（他市町村の場合、本店が高知市内にあるかを確認）を必ず記載すること。（許可証等のコピーの添付でも可）

### (5) ブロック塀等の位置図（付近見取図）、配置図、工事前後の状況が分かる平面図及び断面図 ※寸法を記載のこと

### (6) 委任状

申請者と同居の家族以外の方（業者など）に手続を依頼する場合のみ

## ② 現地調査（市職員が塀の点検表による危険度の調査等のため現地訪問します）

現地調査で、危険なブロック塀等であると判断されたら補助金交付決定通知書を送付。通知書が届いたら工事に着手

## ③ 補助金交付決定通知書を受け取ったら耐震対策工事に着手

※ 必ず、補助金交付決定通知後に工事業者と契約をしてください。交付決定前に契約をした場合は、補助の対象外となりますので注意してください。

※ 工事の内容を変更・中止・廃止をする場合は、事前に補助事業変更等承認申請書（様式第3号）を提出して承認を受ける必要があります。

## ④ 実績報告

耐震対策工事が完了したら、代金の支払を済ませ、業者の協力のもと下記の必要書類をそろえ、実績報告書（様式第4号）と一緒に提出してください。

提出期限 ⇒当該年度の1月末日まで

### (1) 工事請負契約書等のコピー（申請者と請負業者の印鑑が押印された契約書等）

- (2) 工事前と工事完了後の写真（耐震対策工事の内容が確認できるもの）
- (3) 廃棄物管理票（E票）のコピー（E票の文字が不鮮明の場合はA票のコピーも必要）
- (4) 工事代金領収書のコピー

⑤ 補助金の請求

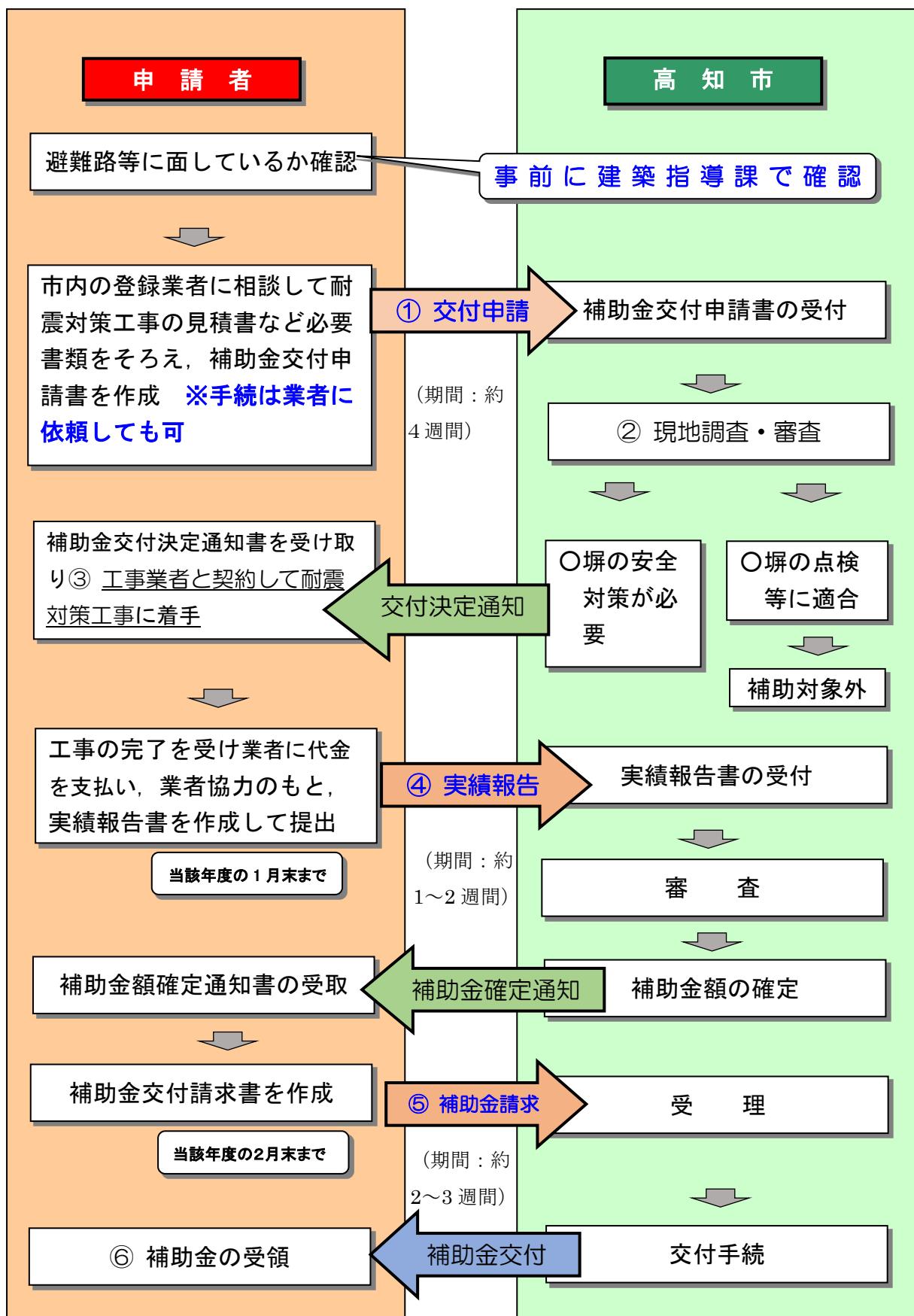
補助金額確定通知書を受け取ったら、補助金交付請求書（様式第6号）を提出してください。

提出期限 ⇒当該年度の2月末日まで

⑥ 補助金の受領

指定された振込口座へ振り込みます。

## ブロック塀等耐震対策工事の流れ



# ブロック塀等耐震対策事業 Q&A

## どんな目的の事業？

- ・危険性の高いコンクリートブロック塀を撤去し、震災等における人命の安全性を高め避難路を確保することを目的としています。

## どんな塀が補助の対象となる？

- ・①塀の点検表で危険性の高いコンクリートブロック塀となったもの かつ
- ・②避難路や緊急輸送路に面しているもの です。

## 緊急輸送路や避難路とは？

- ・地域防災計画・津波避難計画に位置づけられた道路です。具体的には高知市地域防災推進課のホームページの【高知市津波避難マップ】でご確認いただけます。
- ・高知市道、高知県道、建築基準法第42条の規定による道路及び臨港道路（港湾法第2条第5項第4号）です。具体的には建築指導課に設置してあります行政道路台帳図でご確認いただけます。

## 道路幅が4m無い場合は？

- ・基本的にはセットバック（道路中心から2mの位置まで境界を引く）をする必要があります、関係課での手続きをしていただくことになります。また、関係課での手続きには時間や費用が必要となることがあります。

## コンクリートブロック塀を一部残したいが？

- ・原則、避難路などに面した部分はすべて撤去していただきます。
- ・コンクリートブロックが土留めを兼ねている場合も撤去して、擁壁などに変更していただく必要があります。

## 新しく塀を設置したいが？

- ・補助の対象となるのは、①危険性の高いコンクリートブロックを撤去する工事、②撤去した後に生垣やフェンス等を設置する工事 の①のみ、または①と②を同時にする場合です。
- ・生垣やフェンスを設置する工事のみは対象となりません。

## 安全な塀とは？

- ・生垣やフェンスなど軽量なもので、万一倒れても人命に危害を加えにくく撤去が容易なものです。石積み、土壁などは認められません。
- ・フェンスの基礎にコンクリートブロックの使用は認められません。

## 申請すると補助対象になるのか？

- ・申請書に必要書類を添付して提出していただいた後、市職員が塀の点検表による危険度確認のため現地調査を行います。調査で安全対策が必要と評価された塀が補助対象となります。

## **工事に早く取り掛かりたいが?**

- ・現地調査で安全対策が必要となった塀については、補助金交付決定通知書をお送りします。その後、契約して工事着手できます。

## **コンクリートブロック塀に戻したい**

- ・この事業を利用した場合は、再びコンクリートブロック塀を築造することはできません。補助金を受け取り後にコンクリートブロック塀にされた場合、補助金を返還していただくことになります。

## **門柱・門扉の撤去は?**

- ・補助の対象外となります。

## **避難路と敷地の境界区切りは?**

- ・境界に花壇などを設置するためにレンガやコンクリートブロックを置くことは可能ですが、設置する費用は補助金の対象となりません。
- ・セットバックをした場合に、花壇などを広がった避難路上に設置することはできません。
- ・花壇などに使用するコンクリートブロックをフェンス等の基礎とすることはできません。

## **申請はいつでもできる?**

- ・受付開始は、ホームページや広報紙でお知らせします。予算が限られていますので、予算件数に達しましたら早めに受付を終了する場合もあります。

別表 1-1

点検表 1			
<b>補強コンクリートブロック塀の点検表</b> (鉄筋が入っていない場合は、組積造の塀の点検表を使用してください。)			
	点検項目	点検内容	チェック欄
1	高さ	2.2mを超えている	
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm未満	
		高さ2m以下で10cm未満	
3	鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っていない	
		壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内で入っていない	
4	控壁 (高さが1.2mを超える塀の場合)	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出していない	
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がない	
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	
7	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説((一社)日本建築防災協会)により計算した結果、危険であると判断された	
評価		7項目のうち1つでも当てはまれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です	
位置		緊急輸送道路又は避難路に面している	

※鉄筋コンクリート塀は、項目5～7を適用

別表 1-2

点検表 2			
組積造の塀の点検表			
	点検項目	点検内容	チェック欄
1	高さ	1.2mを超えている	
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10未満	
3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍未満	
4	基礎	根入れ深さが20cm未満	
5	傾き ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	
6	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説（（一社）日本建築防災協会）により計算した結果、危険であると判断された	
評価		6項目のうち1つでも当てはまれば、組積造の塀の安全対策が必要です	
位置		緊急輸送道路又は避難路に面している	

## **【お問合せ・お申込み】**

高知市役所 都市建設部 建築指導課

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 本庁舎5階

電話番号 (088) 823-9470

FAX (088) 823-9454

E-mail kc-171300@city.kochi.lg.jp

ホームページ <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/58/>